

# 令和元年教育委員会第9回定例会会議録

開会日時 令和元年 9月 2日 午前 10時00分  
閉会日時 同 上 午後 12時02分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤雄一  
同職務代理者 塚本 亨  
委 員 望月京子  
委 員 日高芳一  
委 員 齋藤初夫  
委 員 大里豊子

## 議場出席委員

・教育次長	安井喜一郎	・学校教育担当部長	杉立 敏也
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設課長	秋元 高志
・学校施設整備担当課長	杉谷 洋一	・学務課長	神長 康夫
・指導室長	加藤 憲司	・学校教育支援担当課長	山岸 健司
・統括指導主事	木村 文彦	・統括指導主事	大川 千章
・地域教育課長	山崎 淳	・放課後支援課長	生井沢良範
・生涯学習課長	加納 清幸	・生涯スポーツ課長	南部 剛
・中央図書館長	尾形 保男		

## 書 記

・教育企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤雄一 委員 塚本 亨 委員 望月京子  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

**○教育長** おはようございます。それでは出席委員が定足数に達しておりますので、令和元年第9回教育委員会定例会を開会したいと思います。

本日の議事録の署名人は私に加え、塚本委員と望月委員にお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、議事に入ります。本日は、議案が8件、報告事項等が10件ということになっています。

それでは、議案第33号「令和元年度（平成31年度）葛飾区一般会計補正予算（第2号・教育費）に関する意見聴取」について、お願いします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、議案第33号「令和元年度（平成31年度）葛飾区一般会計補正予算（第2号・教育費）に関する意見聴取」について、ご説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたためでございます。

なお、これより議案第39号まで、同様の理由になってございますので、説明は省略をさせていただきます。

本件につきましては、別添の予算案につきまして異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、別添の資料9ページをごらんいただきたいと思います。まず9ページの上段、1、小学校維持管理経費（1）学校施設維持管理経費につきましては、区立青戸小学校の児童数増に伴います増築校舎の借り上げで、債務負担行為を設定するものでございます。

恐れ入ります、1枚、おめくりいただきまして10ページ、裏面になります。ごらんください。上から4項目でございます。青戸小学校第三校舎借上でございます。債務負担の期間につきましては、左から2列目、令和2年度から令和7年度でございまして、限度額につきましては、4億1,580万円となっております。こちら、今年度につきまして契約をするのですけれども、支払につきましては、2年度以降ということで、債務負担行為の補正となっております。

1枚、お戻りいただきまして、9ページをごらんください。続きまして、その下、1の校舎建設経費（1）東金町小学校の改築経費といたしまして、1億2,440万円の計上でございます。内容につきましては、まず、①先に契約不調となりました東金町小学校の改築工事の工事期間ですとか、価格の見直しを行いました結果、①の改築工事費といたしまして、今年度の不足額、1億2,440万円の計上と、さらに債務負担行為の補正。それから②工事監理業務委託費につきましては、債務負担行為の補正となっております。

こちら、それぞれ債務負担行為の補正につきましては、裏面の10ページ、もう一度ごらん

いただきたいと思います。上から5項目になります。東金町小学校の改築工事につきましては、上限額については変わりませんで、工事期間の延長に伴います期間の変更として、左から2番目の下段でございます令和2年度から令和3年度までということで、補正をしているところでございます。

また、その下の項目、監理業務委託費につきましては、工事期間の延長に伴います期間の変更に加えまして、上限額を370万2,000円増額いたしまして、4,696万2,000円としたところでございます。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 それではただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 基本的には提案どおりでよろしいかと思うのですが、特にただ今、課長からご説明いただきました、工事不調に代わるものですが、通年にあたる部分で、明確な補正であると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にご意見もないようですので、お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第34号「葛飾区立東金町小学校建築工事請負契約締結に関する意見聴取」についてお願いします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは、議案第34号「葛飾区立東金町小学校建築工事請負契約締結に関する意見聴取」について、ご説明いたします。

別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

1枚おめくりください。契約締結案です。内容につきましては、添付させていただいた参考資料により説明をさせていただきますので、1枚おめくりいただき、参考資料をごらんください。

本件工事件名は「葛飾区立東金町小学校建築工事」でございます。工事箇所は葛飾区東金町一丁目33番1号。契約金額につきましては、26億700万円でございます。契約の相手は葛飾区お花茶屋一丁目3番5号、永井・川澄・大徳建設共同企業体でございます。構成員は葛飾区お花茶屋一丁目3番5号、永井建設株式会社。こちらは代表者となります。その他構成員は葛飾区金町二丁目6番6号、川澄建設株式会社。葛飾区堀切四丁目53番3号、株式会社大徳工務店の合計3社でございます。工期は契約締結の日の翌日から、令和3年8月31日まででございます。

ます。

裏面をごらんください。建物の概要でございますが、構造は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上4階建、延床面積は8,407.26平方メートル。主要諸室等は前回の設計のご報告から変更等はありませんが、次ページからの別紙により説明いたしますので、別紙をごらんください。

別紙1ページは計画用地の地図。次の2ページは校舎の配置図を添付しております。3ページをごらんください。1階の平面図でございます。1階の西側には、給食室、学童保育クラブ、南側には特別支援学級、東側には職員室などの管理諸室を配置しています。

1枚おめくりいただき、4ページは2階平面図でございます。校庭に面して普通教室を配置するほか、屋内運動場、学習センター（学校図書館）を配置します。

1枚おめくりいただき、5ページは3階平面図でございます。普通教室のほか、北側には、多目的室を配置します。

1枚おめくりいただき、6ページは4階平面図でございます。家庭科室、図工室、理科室を配置するとともに、6コース25メートルのプールを設置します。

以降のページには屋上の平面図、立面図、外観イメージ図を添付させていただきました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○教育長** ただいまの件について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

特に質問等もないようですので、お諮りいたします。議案第34号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○教育長** 異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第35号「葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。お願いします。

学務課長。

**○学務課長** それでは、議案第35号「葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明いたします。

別添の条例案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

改正の概要ですが、子ども・子育て支援法改正による用語の整理、保育料の無償化に伴う改正、保育料の無償化に伴う区立幼稚園入園申請手数料の廃止でございます。

2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございますので、そちらをごらんください。新旧対照表の右側が改正案、下線部が改正箇所でございます。まず、子ども・子育て支援法の改正によりまして、支給認定を教育・保育給付認定に改める用語の整理が行われたことに伴いまして、第2条の定義に関連する部分を改正するものでございます。次に、現行の第3条、区立幼稚園入園申請手数料につきましては、幼児教育の負担軽減を図るため、区立幼稚園入園の際

に別途徴収している入園申請手数料を保育料の無償化に伴い廃止するものでございます。

次に、現行の第4条、区立幼稚園支給認定教育・保育保育料、裏面の第5条、区立幼稚園緊急等教育保育料、第6条、区立幼稚園特別利用教育保育料を保育料の無償化に伴いまして、改正しまして0円とするものでございます。

そのほか、3ページ付則の下線部分の改正と施行期日は令和元年10月1日とするものでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長** それでは、ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

特にご質問等もないようですので、それでは、お諮りいたします。議案第35号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第36号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

それでは、説明をお願いいたします。

指導室長。

**○指導室長** それでは、議案第36号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明をいたします。

資料の2枚目でございますけれども、本会議において提出される議案となっております。本条例につきましては、令和2年4月1日に施行するものでございます

3枚目の新旧対照表をごらんください。改正内容についてですが、第17条において、臨時的に任用された職員をリフレッシュ休暇の対象としないものでございます。リフレッシュ休暇とは、職員が職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進し、または自己啓発に努めることにより、公務能力の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇であり、満53歳及び満43歳に達する年度の翌年度から2年以内において取得できるものでございます。臨時的に任用された職員は、任用期間が最長1年であることから、リフレッシュ休暇の趣旨を踏まえ、対象としない改正となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

塚本委員。

**○塚本委員** ただいまの指導室長からの明確なご提示、特に臨時職員との整合性というのでしょうか。今のお話ですと要は働き方改革、世の中の趨勢に合っているかなと思われましたので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 36 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは異議なしと認め、議案第 36 号については、原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第 37 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

それでは、説明をお願いいたします。

指導室長。

○**指導室長** 議案第 37 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明をいたします。

資料の 2 枚目ですが、本会議において提出される議案となっております。

3 枚目の新旧対照表をごらんください。今回の改正内容は 2 点ございます。まず 1 点目でございますが、第 27 条、28 条、30 条について地方公務員法の改正により成年被後見人及び被保佐人が欠格条項から削除されるため、期末手当及び勤勉手当の支給に係る関連する文言を削除するものでございます。本改正につきましては、令和元年 12 月 14 日に施行するものでございます。

2 点目でございます。臨時的に任用される職員の昇給に係る取扱いについてでございます。第 32 条の 3 として、第 7 条第 2 項から第 5 項までの規定を適用しない旨を定めております。本改正につきましては、令和 2 年 4 月 1 日に施行するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に質問等ないようですので、お諮りいたします。議案第 37 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 37 号は、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 38 号「葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

説明をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** 議案第 38 号「葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明いたします。

別添の条例案について、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

改正の概要でございます。鎌倉公園プールにつきましては、施設の老朽化や利用者数が減少する中で、敷地の有効利用を勘案し、今後解体して、当該施設は公園として整備する予定でございます。

また、鎌倉公園のプールの代替施設といたしまして、東柴又小学校プールを改修して、一般開放するとともに、改修後の鎌倉公園内には親水施設を設置する予定でございます。

恐れ入ります、2枚おめくりいただきまして、3枚目の新旧対照表をごらんください。条例別紙1から葛飾区鎌倉公園プールの項を削除するものでございます。施行日は本年10月15日としてございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

塚本委員。

**○塚本委員** 質問ではなくて、まずこの点の趣旨は十分理解できますので、よろしくお願いいたしますと思います。ただし、鎌倉公園プールの廃止にあたっては、若干の地域との軋轢があったやに思います。それが公園としてリニューアルして、地域住民のプラスになるという理解でよろしいと思うのですけれども、その辺を十分PRして地元の人と仲良くやっていただければと思っております。感想だけです。

**○教育長** よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議案第38号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第38号については、原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第39号「葛飾区東金町運動場スポーツライミング施設(仮称)整備工事請負契約締結に関する意見聴取」について、上程いたします。

それでは説明をお願いします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** 議案第39号「葛飾区東金町運動場スポーツライミング施設(仮称)整備工事請負契約締結に関する意見聴取」について、ご説明させていただきます。

本件は2枚目の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたく、よろしくお願いいたします。

恐れ入ります、2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料をごらんください。まず工事事件名は「葛飾区東金町運動場スポーツライミング施設(仮称)整備工事」です。工事箇所

は葛飾区東金町八丁目 4501 番ほか、都立水元公園内でございます。契約の方法は随意契約でございます。契約金額は 3 億 9,230 万円でございます。

契約の相手は、東京都中央区新川一丁目 3 番 3 号グリーンオーク茅場町 5 階、東商アソシエート株式会社です。工期は契約締結の日の翌日から令和 2 年 3 月 30 日までです。工事概要といたしまして、(1) のボルダリング棟整備工事と (2) のクライミング棟整備工事を行うものです。配置図、平面図等は別紙のとおりとなっております。

恐れ入ります、おめくりいただきまして、2 ページが案内図となっております。円形に網掛けした敷地に本施設を整備して参ります。

次に 3 ページは配置図となっております。図のとおりボルダリング棟、クライミング棟を配置し、安全対策といたしまして、クライミング棟を囲むように高さ 2 メートルの外構フェンスを設置して参ります。

おめくりいただきまして、4 ページがボルダリング棟の平面図です。ボルダリング棟の凹凸の部分がボルダリングウォールとなりまして、その全面に安全対策としてマットを敷いて参ります。また、建物内にはボルダリングウォールのほか、事務室、更衣室、シャワー室、トイレ、器具庫を設置し、ボルダリングウォールの背面は待機スペースとなっております。上部の 2 カ所の通用口がリード、スピードウォールへの出入口となります。

次のページ、5 ページがボルダリング棟の立面図、平面図です。建物の高さ 7.2 メートル、幅 39 メートル、奥行き 15.5 メートルの建物となっております。

1 枚おめくりいただきまして、6 ページがクライミング棟の立面図です。最高の高さは 17.2 メートル、左側がリードウォール、右側がスピードウォールでして、ウォールの高さは両施設とも 16 メートルとなります。

次の 7 ページは、施設のイメージ図となっております。左上がスピードウォールで、幅 6 メートルの壁に、コースを 2 コース設置します。左下がリードウォールで、幅 12 メートルの壁にコースを 4 コース設置して参ります。右上がボルダリング施設で、幅 30 メートル、高さ 5 メートルの壁に、コースを 10 コース設置して参ります。右下は施設全体のイメージ図です。大会等、イベント開催時には、このように設置して参りたいと考えております。

3 ページ、参考資料にお戻りください。8 の今後の予定でございます。本年 12 月の第 4 回定例会に葛飾区体育施設条例改正案を提案し、本施設を葛飾区の体育施設として位置づけるとともに、葛飾区体育施設の指定管理者の指定議案を提案させていただき、来年 4 月から供用を開始する予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○教育長** それでは、ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。



○塚本委員 質問ではなくて、期待をしておるところです。つい先日のワールドカップ、日本人の活躍もすばらしかったのですが、特に今後、4月以降の前後で、既にそういう大会なり、練習場として関係組織からの問い合わせ等があったなら、お知らせ願いたいと思います。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 建設後の大会についてでございます。現在、日本山岳クライミング協会あるいは東京都の山岳連盟と連携をとっているところがございますが、まだ決まってはございませんが、大会が開催できるように目指して参りたい、協力関係を結んで参りたいと考えております。

○塚本委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

大里委員。

○大里委員 6月のレッツチャレンジスポーツでも、ボルダリングの体験コーナーは人気だったと思いますので、ぜひ期待をしたいと思います。この場所がちょっと葛飾区の端のほうで、地の利とか心配な面もありますので、そのあたりが、周知が広がって利用されるといいなと思っています。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 教育施設だけでなくいろいろな施設があるのですけれども、意外と区民がそうしたものの存在を知らないということもあります。せっかく他ではないような施設ができるということですから、立ち上がったとき、普通の報告の中に入れるのではなくて、広報にしても、当初は区民に知っていただけるように、ちょっと派手と言ってはおかしいのですけれども、しっかりPRすることによって、葛飾区民だけではなくて東京都全体の方も目にして、葛飾区にはスポーツクライミングの施設があるのだということを多くの人に知ってもらうような周知の仕方を少し工夫してもらいたいと思います。要望しておきます。

○教育長 要望ということで。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第39号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第39号は、原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第40号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価」について、上程いたします。

では、説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第40号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の

点検及び評価」について、ご説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について、点検及び評価を行う必要があるためでございます。

説明につきましては、別添の資料でご説明をさせていただきたいと思っております。1 枚おめくりください。はじめに制度の概要ということで、改めてご説明させていただきます。1 の趣旨でございます。ただいまお話ししたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき点検・評価を行うことによりまして、実施上の課題ですとか、取組みの方向性を明らかにし、教育施策の一層の充実を図るために実施するものでございます。

実施方法でございます。葛飾区教育プラン 2014、前プランになりますけれども、こちらが平成 26 年度から平成 30 年度までということでの計画期間でございました。今年度の点検・評価につきましては、この前プランに基づき 30 年度に執行いたしました事務事業ということで、こちらの取組結果について、学識経験者の意見等を聴取いたしました上で評価を行ったものでございます。その結果、区議会に報告するとともに、区民にも公表していきたいと考えてございます。

3 番、学識経験者でございます。教育委員会の各種事務事業に関しまして、学識経験を有する者ということで、2 名、壺内明元聖徳大学大学院教職研究科教授、それから佐藤東京大学名誉教授のお二人からご意見を頂いたところでございます。

実施結果につきましては、さらに 1 枚、別に添付してございます点検評価報告書でご説明をさせていただきたいと思っております。大変資料が分厚くなっておりますので、主なところを抜粋してお話しさせていただきたいと思っております。

まず 1 ページ目でございます。基本方針の 1 「生きる力を育む質の高い学校教育を推進します」のところでございます。1 の施策(1)「確かな学力・体力を身に付けた子どもの育成」。こちらでは、①から③まで 3 点に取り組んでいるところでございますが、まず①「基礎学力の確実な定着」のところでは、全国学力・学習状況調査の結果が、小学校では平均正答率が前年を上回るとともに、全科目で全国平均を上回ったところでございますが、中学校では平均正答率が前年を上回ったものの、いまだ全国平均を下回る結果となっております。特に数学におきましては、全国平均との差が大きく課題として捉えているところでございます。

今後につきましては、授業改善、「チャレンジ検定」の問題の改善などに取り組み、課題の解消に努めて参りたいと考えてございます

続きまして、②「基礎的な体力の向上」についてでございますけれども、平成 30 年度の東京都調査で、小学校と区と東京都の合計点の差の平均、こちらが上がった一方で、中学校では下がってしまったというところで、種目別では、特に投げる運動に課題があると捉えてございま

す。

今後は体を使った遊びの奨励ですとか、オリンピック・パラリンピック教育推進校として、児童・生徒が運動・スポーツによって一層親しめる取組を推進していくと考えているところがございます。

続きまして、③「思考力・判断力・表現力等の育成」では、「葛飾教師の授業スタンダード」ですとか、ページをおめくりいただきますと、学校図書館の内容の充実などに取り組んだところでございます。

今後につきましては、学校図書館におきます学習センター機能の充実ということで、授業の充実、児童・生徒の主体性・協働性を育む教育の充実に取り組むということで、記載させていただいてございます。

施策の（１）については、以上でございます。

続きましては、施策の（２）でございます。こちらでも３点取り組んでございます。こちらのところでは、③の「自尊感情と自己肯定感の育成」の８行目になります。成果指標といたしまして「自分には、良いところがあると思う」という肯定的な回答をした３０年度の児童・生徒の割合ですが、小学校が昨年度より０．６ポイント減少、それから中学校では１．４ポイント上昇ということで、いずれも課題を残す結果ということで捉えています。

今後、児童・生徒の表彰ですとか、「チャレンジ検定」などの取組を通しまして、努力、それから良いところを積極的に認めて励ましていきたい。自尊感情や自己肯定感を高めて参りたいと考えてございます。

施策の（２）については、以上とさせていただきます。

続きまして、その次の施策の（３）でございます。こちらは①、②の２点に取り組んでございます。①「学び合う教員の育成」のところでは、昨年度も各校で研究ですとか研修を、組織的・計画的に実施しているところがございます。とりわけ３行目のところにありますように平成３０年度、区教育研究指定校が１年目の新規校１３校１園、２年目継続校が１４校１園ということで、各校の校内研究の活性化とともに学び合う教員の育成を図ることができたということでございます。

２番目の「開かれた学校づくり」につきましては、特徴的なところといたしまして、「葛飾教育の日」を活用して、「English Day」を実施したことなどが記載されているところがございます。

基本方針１については、以上とさせていただきます。

続きまして、恐れ入ります４ページをごらんください。基本方針の２では、まず１の施策（１）「家庭の教育力の向上」ということで、取組内容①「幼児期における家庭教育の充実」と②「地域ぐるみで家庭教育を支援する取組みの推進」の２点。ここでは、①をごらんいただきたいと

思います。昨年度も区立小学校全児童及び区内の幼稚園・保育園等に在籍する4歳、5歳の保護者に、カレンダー配布等をしてまいりました。基本的な生活習慣の大切さを広く区民に周知するというところでございます。

さらに2段落目でございます。「かつしか家庭教育のすすめ」の配布。それから3段落目にありますように教育講座の実施。幼児期における家庭教育力の向上を支援する活動ということで、取り組んだところでございます。また教育プラン2014の取組みの成果指標として、「朝食・夕食を家族と一緒に食べている」につきましては、以前、推進委員会でもお話がありましたけれども、こちらの成果指標、共働き世帯の増加などを踏まえまして、現在の新教育プランでは、成果指標の「朝食を毎日食べている」に変更したところでございます。

施策の(1)については以上でございます。

続きまして、次のページでございます。施策の(2)になります。こちらにつきましては、3点、取組みを行ってございます。ここでは、もう1枚おめくりいただいた6ページの、②「児童の安全で安心な居場所づくりの充実」のところをごらんいただきたいと思います。こちらでは、放課後子ども事業「わくわくチャレンジ広場」に関しまして、参加児童数の増加に向けまして、対象学年の拡大を4校で行った結果、1年生からの実施校が20校となって、成果指標であります30年度の目標を達成したということ、また登録可能児童数を196人増加したというところでございます。また、今後もサポーター人材を確保するとともに、引き続き対象学年及び実施日時の拡大、学習・文化スポーツプログラムの充実を図って参りたいと考えてございます。

第3段落からは学童保育クラブ事業についてでございます。学童保育クラブ未設置校での施設整備、それから設置校でも学校内諸室の活用・改築に合わせまして、受入児童数の拡大を図って参りたいと考えているところでございます。また、三季休業期間中も学校施設を活用して、児童が安全・安心に過ごすことができる仕組みを検討して参りたいと考えてございます。

施策の(2)については、以上でございます。

また、ページをおめくりいただきまして、7ページでございます。下段になりますが、施策の(3)「家庭と地域との協働による学校教育の充実」ということで、こちらでは、次の8ページの③です。「キャリア教育の推進」ということで、2行目からになりますが、30年度、例年行われております職場体験です。646事業所の協力がありまして、区内24校の中学生2,863人の生徒が参加したというところでございます。キャリア教育、特定の活動、指導方法に限定されるものではないということで、さまざまな教育活動を通して実践される必要があるということで、今後も、進路指導主任研修等の教員研修も計画的に実施していきたいというところでございます。

基本方針の2については、以上でございます。

続きまして、次のページ、基本方針3でございます。こちら、施策の(1)につきましては、

4点ございますが、10ページの④「理数教育の充実」というところでお話をさせていただきます。こちら平成30年度、東京理科大学と連携いたしまして、「夏休み自由研究教室」、それから区民を対象としました実験教室ですとか、「葛飾みらい科学研究コンクール」を開催したところがございます。さらに算数・数学ですとか、理科教育研究指定校・園によります、研究成果を区立学校全体に普及、基礎・基本の定着に加えまして、学び合う子どもを育てる授業の充実を図ったというところがございます。

今後も東京理科大学と連携した教員研修、それから理科支援員事業等によりまして、授業改善に向けた取組みを推進するほか、科学教育センターの展示物の入れ替えなども行う予定でございます。理数教育の充実を図っていくということでございますが、最後にプログラミング教育も進めて参りたいということで、書かせていただいております。

次にその下、施策の(2)でございます。この中では、次のページ、②「いじめや不登校への対応」をごらんいただきたいと思っております。昨年度、いじめ防止等に向けまして、葛飾区いじめ防止対策推進条例を制定いたしました。葛飾区いじめ防止基本方針の全面改定も行って、区、学校、地域が連携・協力して取り組むための指針を定めたところがございます。また、「葛飾区運動部活動の在り方に関する方針」、こちらを策定して、部活動を実施する際には、必ず部活動顧問または顧問以外の教員、部活動地域指導者が立ち会うよう定めたところがございます。

このほか、小・中学校に配置しているスクールカウンセラーを対象とした連絡会を実施するなど、いじめ・不登校対策に取り組んだところがございます。

続きまして、12ページの③でございます。「国際化・グローバル化への対応」ということで、一番最後の段落になりますけれども、「にほんごステップアップ教室」の設置、それから日本語学級を小学校2校、中学校1校に設置して、日本語教育の充実を図ったということで、書かせていただいております。

続きまして、施策の(3)でございます。こちらでは、まず①「安全で良好な学校環境の整備」ということで、改築を進めている6校についてはそれぞれ事業を進めますとともに、次期改築校といたしまして、7校を選定したということでございます。

それから、次のページの2段落目でございます。青戸小学校の児童数増に対する校舎の増築等を行ったということ。それからまた、学校施設の長寿命化の計画を策定したということで、書かせていただいております。

さらにその下、②の「ICT環境の整備」ですが、こちらにつきましては、小・中学校特別教室への校内LANの整備、それから小学校学習用タブレットPCの導入というところで、記載をさせていただきます。さらに教育情報化の推進プランを策定したというところで、事業を書かせていただいているところでございます。

続きまして、14ページ。基本方針の4になります。生涯学習関係でございます。こちら施策

の(1)のところでは、「地域の担い手の養成と支援」ということで、③のところになります。めくっていただいて、17ページです。ボランティアの養成ということで、アに記載しているとおり、人材育成、ボランティア養成講座ということで、「かつしか区民大学」の中でも、さまざまな分野でボランティアの養成講座を開催した等々、書かせていただいております。さらにイでは図書館ボランティアの養成、それからウではスポーツ指導者の養成ということで、地域の担い手の養成と支援に取り組んだということで、書かせていただいております。

さらに施策の(2)ということで、18ページでございます。こちらにつきましては、次のページ②の「生涯にわたるスポーツ活動の推進」のところをごらんいただきたいと思います。アの地域スポーツクラブのところでは、身近な地域で実践するスポーツ事業ということで、子どもから高齢者まで対象としたプログラムを年間を通じて実施していることですか、地域貢献イベントを年間通じて行っているということで、書かせていただいております。

続きまして、施策の(3)で、21ページ、ごらんいただきたいと思います。こちらは「身近な所で学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり」ということで、主に施設の整備関係になっております。①では「区民のよりどころとなる生涯学習の充実」ということで、例えばアです。郷土と天文博物館の展示等のリニューアル。それから、次のページ、②で「安全で快適なスポーツ施設の整備」というところで、陸上競技場のリニューアルや、ウにあります既存スポーツ施設の整備。それから③といたしまして、「利便性の高い図書館の整備」ですとか、④の「活用しやすい学習情報提供のしくみづくり」というものにそれぞれ取り組んだところでございます。

23ページからは、学識経験者お二人によりましてご意見となっております。また、参考資料といたしまして、プラン2014の取組みを添付してございますので、あわせてご確認ください。

長くなりましたが、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、どこからでも結構ですけれども、何かご質問がありましたら、お願いします。

塚本委員。

**○塚本委員** ただいま、教育総務課長からのご説明を伺いました。何回か慣れ親しんだ資料の集大成だということで、学識経験の方からの意見、それぞれのタイトルに伴ったものですが、どの項目も既に四つの基本方針がございまして、それぞれ施策は12ですか。施策に基づいて、将来にわたってもございますけれども、特に印象深かったことを何点か、意見として述べさせていただきます。

今のご提案の趣旨は十分に理解しておりますけれども、私が少し気になったのは、やはり子どもの人権に特化した部分ですね。特に、いじめ・不登校にその前段として、やはり人権教育というのが定着化していかないと、まず基本的な魂の部分で幼小中の連携の中などで、そうい

ったコマの中で、何かお気付きのものを当然おやりいただいているのですが、これからも推進していただきたいと思います。

あと、もう1点は、10ページでしょうか、学校間連携の推進。幼保小連携強化へ、特に校長宿泊研修等々で、共通の出前授業の問題とか、特に教員の養成、小学校の担任制の方と中学校になると専科になってしまう部分で、そこでのいろいろな先生方との乖離というか、気付きが大分出てきているのだと思いますので、それは教育委員会がコーディネートしながら、これからも続けていただきたいと思います。

いじめ・不登校の問題も喫緊の課題ですし、あつてはならないですが、何か起きたときにすぐにスムーズに動けるように。特に直近でございましたけれども、教育委員会から発信していて、第三者委員会に送ったら、いじめの認定が難しかったような事例もございますので。やはり保護者から子どもさんを預かる目線というのも大事だと思いますので、この機会に教育プランにのっとなって推進していただきたいと思います。と要望いたします。

以上です。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 課題とか、今後の取組みについてきちっと分析していただいているので、課題は課題として、いろいろあるのですけれども、27ページの最後の結びのところで、学識経験者のご意見の中に、私は葛飾区が現状よりもさらによくしようと頑張っているということ客観的に示されていることを大変嬉しく思っております。具体的に言いますと、書かれていることは、葛飾区の教育に関する充実・発展ぶりが、都区内の各学校により影響を与えていることを耳にするたびに嬉しくなるとともに、教育委員会事務局各課の皆様にも頭の下がる思いがする。また最後のほうに、私も区内の学校を訪問する機会があり、そのたびに、「教育委員会が学校のために頑張っている」「学校は子どもたちのために頑張っている」と聞いて、誇らしく思っている1人です。教育委員会をあげて、物・心両面から各学校の応援団になっていることに心から感謝する次第であるということで、具体的にはっきりとこのように表現されて、第三者がそのように見ているということは、大変ありがたいなと思いますし、そのことを私たちは誇りに思いながら、また勇気づけられた思いで、さらに教育委員会としてまた全員で力を合わせて頑張っていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 今、齋藤委員がおっしゃったことは全くそのとおりで、非常にいい分析をしていただいたし、考察をいただいたなど。このことにまず感謝を申し上げたいと思います。

基本方針1の中で、基礎学力の確実な定着ということを書かれているわけですがけれども、毎回同じことを言われているのですよね。小学校は頑張っているのに、中学校はどうだって。こ

ういう反省はどう受け止めるかの問題と、それをどう解決するかという解決策を見出すことが大事だと思いますので、ぜひ学校の意識を啓発いただきたいなとお願いをしたいと思います。これが1点です。

2点目も、基本的な体力の向上。これも全く同様なのですよ。投げる力がどうも落ちている。これがなかなか進まない。これはマンネリ化になっていまして、非常に多く出ていますけれども、全体的には小学校が上がって、中学校のほうで状況が下がってきているのは残念だなと思います。今後、これを意識を高めていく必要があるだろうと思います。

あわせて「一校一取組」運動。これは功を奏しているという部分がありますので。さらにそういうあたりで、投げる運動についての課題解決などは、期待をしていきたいと思います。

最後になりますけれども、3点目です。施策の第3ですけれども。第3の中で、区民の信頼に応える学校づくり。私、この学び合う教員の育成もすごく大事ですけれども、学校が率先して教育活動を推進しているということがよくわかると思います。例えば、研究指定校が、1年目が13校1園、2年目以降が14校1園なんていう、これ数字でいうからよく見えないのですよね。よその区と比べてみると、これがいかにすごいことかがわかると思うのです。よその区は、こんなにやっていません。むしろ減らしていこうとするほうが多いかもしれません。本区は逆行していまして、いいものをどんどん進めていこうと、あわせては、教員の育成につながるのです。若い教員などはこうした経験を通して、どんどん育っていく。ぜひ、これは最高に素晴らしいことでありますので、研究指定校一つとってもこれだけの成果があるわけですから、大いに誇りを持って、そしてこういうことはどこかに記録として目に見えたり、周りで感じられるような報道ができるといいなと思います。そういう方策もぜひお考えいただければありがたいなと思います。

以上です。

**○教育長** ありがとうございます。よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

望月委員。

**○望月委員** きょう、この資料を見せていただいて、本当に葛飾区の教育というのは頑張っているのだなというのをつくづく感じました。また、先日の宿泊研修のときに学校の先生方の資料とか、会議しているところを見せていただいたのですけれども、学校も頑張っているのだなということで、私がここにいるということで、もう少し学校にもいろいろ協力できたらいいなという思いをすごく深くして帰ってきました。これからも教育委員として頑張っていきたいと思いましたので、皆様方にもよろしく願いますということで、お伝えしたいと思います。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第40号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。



(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは、異議なしと認め、議案第 40 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、報告事項等に入ります。報告事項 1 「『かつしかのきょういく』(第 140 号)の発行について」をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは「かつしかのきょういく」(第 140 号) 10 月 31 日発行予定のものでございます。こちらの記事の割付をもとにご説明をさせていただきます

まず 1 面でございます。こちら「ICT 教育の推進について」ということで、これまで、それから今、進めている ICT 教育の状況について取り上げていきたいと考えてございます。

続きまして、2 ページ目からでございます。3 ページの上段まで、中学生の海外派遣、それから小学校の日光移動教室、それから中学 1、2 年生のブリティッシュヒルズの様子など、英語関連の取組みについて、ご紹介をさせていただきたい。その下は、小学校の水泳記録会の実施結果をご報告させていただきます。

それから 4 ページでございます。今年度の RUN フェスタの開催について記載させていただきます。続きまして、5 ページ上段につきましては学校改築の関係、それから、その下、下段につきましては採択された教科書の結果についてご報告をさせていただきます。

続きまして、6 ページ、7 ページにつきましては、例年この時期に掲載してございます夏休みの子どもの活躍の様子ということで載せさせていただきます。

最終面でございます。上段につきましては、例年この時期に載せている小学生、それから私立の高校、大学等の入学融資のあっせんのご案内。それから、その隣につきましては、教育長が今年度任期ということで、教育長の紹介。それから、中段はお花茶屋図書館、西水元地区図書館の 2 館、それから、博物館の改修工事の予定。最終の段が教育委員会の動きと前号の訂正ということで予定しているところでございます。

報告については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** それでは、ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。いいですか。

それでは、報告事項 1 について終わります。

続きまして、報告事項 2 について、「葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせんの募集について」をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** 「葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせんの募集について」でございます。

こちら例年、この時期にご報告させていただいてございますが、今年度、こちらについま

しては、融資利率が変更になってございますので、その点を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、申込資格につきましては、こちらに記載のとおりでございます。2の融資内容のところの(3)番でございます。利率が今年度、年2.25%とさせていただいてございますが、その下の括弧書きにありますように、昨年度よりも0.25ポイント減とさせていただきました。昨今の金融機関、利率の低下等を鑑みまして、幹事行であるみずほ銀行と協議した結果、今年度0.25ポイントの減ということで、協議が整ったところでございます。昨年度からこちらについては全額、区が負担をしているということでございますので、利用者についての影響は特にございません。申込期間については、3にございますように10月1日から来年の3月13日までとさせていただきます。この点について、4番にありますように周知をしていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの件について、何かご質問等ございますか。

塚本委員。

○塚本委員 もし、お手元でおわかりになればの話なのですが、昨年までの実績と申しましようか、わかりましたらちょっと教えていただきたい。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 恐れ入ります、30年度は現在集計してございまして、29年度までになりますけれども、27年度であっせんした件数が49件で、実際の融資件数が33件。28年度が、あっせん件数が36件の融資件数が18件。それから、29年度につきましては、あっせん件数21件の実際の融資が12件というような状況で、ちょっと下げ傾向にはなっているところでございます。

○塚本委員 ありがとうございます。

1点よろしいですか。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 特に昨今、先ほど来、出ましたけれども、教育の無償化の影響ですとか、これから先に出てくるのかなと思うのですけれども。やはり向学心がある方なら、融資状況があれば、整合性がとれていけば、進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項2について終わります。

引き続きまして、報告事項3「葛飾区立道上小学校改築基本構想・基本計画(案)について」お願ひします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは、「葛飾区立道上小学校改築基本構想・基本計画(案)」

のご報告をいたします。

資料をごらんください。道上小学校は平成30年9月、次期改築校に決定いたしまして、今年度より改築に向けた検討を進めておりますが、このたび基本構想・基本計画（案）を取りまとめたことからご報告するものでございます。

1の葛飾区立道上小学校改築基本構想・基本計画（案）は別添資料により説明いたしますので、別添の「葛飾区立道上小学校改築基本構想・基本計画（案）」をごらんください。1枚おめくりいただきますと、目次がございます。この基本構想・基本計画（案）でございますが、Ⅰの敷地情報、Ⅱの基本構想、Ⅲの基本計画、Ⅳの参考スケジュール、Ⅴの検討体制の項目で構成しており、一つ目の敷地条件につきましては、1ページから13ページにかけまして、敷地の概要、法的条件や周辺環境など、道上小学校の現況を調査をして記載しているところでございます。

ページをおめくりいただき、14ページをお願いいたします。14ページからは改築の基本構想を記載しております。たびたび恐れ入ります、15ページをごらんください。施設整備の基本方針を挙げています。道上小学校の改築懇談会の意見を踏まえるとともに、葛飾区立学校の改築に向けた指針などに基づき、三つの基本方針を定めています。一つ目は「児童1人当たりの校庭面積が区内で最も狭いため、施設の重層化、集約化を行い、施設と敷地の有効利用を図ります」といたしまして、①にありますように新校舎を敷地西側に配置して、広さや通風などの校庭環境の改善などを挙げているところでございます。

二つ目は、「お祭りへの参加や地域の商店街との協働、金管バンドクラブなどの活動を通じて、密接につながる学校と地域の総ぐるみのパワーを生かす学校づくりを進めます」とし、①にございますように、建物の一部をピロティにするなどの検討や、②にあります地域の方々との連携がしやすい諸室配置などを挙げています。

三つ目は、「地域コミュニティの拠点として、地域に開かれた学校づくりを進めます」とし、①にありますように、全世代が使いやすい施設とするためのユニバーサルデザインの導入などを挙げています。

16ページをごらんください。施設の機能向上に向けた取組みを挙げており、道上小学校の改築懇談会の意見や葛飾区立学校における標準的な施設規模などに基づきまして、策定をしています。（1）の「諸室機能の考え方」としまして、普通教室の拡大、学習センター（学校図書館）の整備、特別支援教室の配置や環境への配慮を挙げています。（2）の「快適で居心地の良い学校づくりの考え方」として、日当たりの良い普通教室の配置や自然採光や通風、そして豊かな緑の確保を挙げています。（3）の「安全・安心な学校づくりの考え方」として、①にあります災害時を考慮した諸室の配置と、防災機能の設備整備や、②にあります屋内運動場は2階以上にすることなどを挙げています。

次の17ページには、「維持管理に配慮した簡素で効率的な学校づくりの考え方」といたしまして、①にあります省エネルギー化や自然エネルギー利用を積極的に進めることや、②にあります修繕や更新が容易な施設とするための部材・機材を採用することなどを挙げています。

ページをおめくりいただき、18ページをごらんください。道上小学校改築の基本計画です。改築の概要ですが、普通教室20室のほか、少人数教室3室などを予定しており、(2)の併設施設はわくわくチャレンジ広場室や学童保育クラブなどの整備を予定しています。

ページをおめくりいただき、19ページをごらんください。校舎の配置比較表で、四つの案を検討しました。A-1の案は、整形でまとまった広さのとれる東側に広い校庭を確保するもの。A-2案はA-1案をベースといたしまして、1階にピロティを設けて校庭を最大化したもの。B案は仮設校舎を設けず、西側に整形な校庭を配置したもの。そしてC案は同じく仮設校舎を設けず、北側に校庭を配置したものです。この四つの案の中から、改築後の校舎及び校庭への日当たりが良いこと、校庭の形状が良く、校庭面積が一番大きくとれること、工事期間が最も短いことなどから、改築後の配置案はA-2案を採用することとしました。

次の21ページからは諸室の大まかな配置案を示しています。1階には、職員室や校長室などの管理諸室、そして給食調理室や学童保育クラブなどを計画しています。

次の22ページには、2階以上を示しており、普通教室は校庭側または南向きで配置を計画しております。また2階には体育館と学習センター(学校図書館)、3階、4階には特別教室、5階にはプールなどを配置する計画としております。

ページをおめくりいただき、23ページをごらんください。先ほどのA-2の配置案をもとに、現時点で想定しているスケジュールを参考として記載しているものです。現時点でのスケジュールは、令和2年度から3年度にかけて設計業務を行い、3年度から4年度にかけて、仮設校舎を建設、その後、既存校舎の解体工事に着手し、5年度から6年度にかけて新校舎の建設工事を実施します。そして、新校舎での学校運営は令和7年度から開始する想定をしています。

ページをおめくりいただき、24ページをごらんください。この基本構想・基本計画(案)をまとめるための改築懇談会の運営要綱、ページをおめくりいただき、26ページには、懇談会の開催日や各回の検討内容を記載しております。

1枚目の資料にお戻りください。2の改築懇談会における検討経過でございます。令和元年5月17日に第1回の改築懇談会を開催いたしまして、8月23日まで、記載のワークショップテーマで4回の改築懇談会を開催いたしました。今後、近隣の住民の方々及び保護者などについても、丁寧な情報提供を行って参りたいと考えているところでございます。

ご報告は以上です。よろしくお願いたします。

**○教育長** ただいまの報告について、何かご質問等ございましょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 学校の中の配置を見ると、案としてA-2で、具体的な配置図を見ても非常にいいと感じます。水害への対策としても、体育館が2階で、管理室や電気室とかそういうのをいろいろ含めて配慮がされているということと、それから私が前から気になっているのですが、避難所になったときに、給食室は近くにあったほうがいいと思っていて、またそれについても対応できている。エレベーターも障害のある方が避難してくるときは、地域の方が利用するときにも非常に対応できているということで、内容的には非常にいいと思います。ただ、西側に偏って校舎が配置されている点が気になりました。近隣の方も入って検討されていると思うのですが、そのとき西側にあると日照の問題で、西側の方から苦情が、もしかしたらあったのではないかなという気がします。この点については近隣の方との話し合いの中で、問題はなかったのかどうかというのを教えていただきたい。それから体育館の空調について。中青戸小学校のときは苦肉の策で地中熱を使ったわけですが、これからの体育館の空調というのはどういう仕組みになっていくのか。2点、教えていただきたいと思います。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 まず改築に伴った近隣への配慮ですが、齋藤委員がおっしゃったように、地域の方々も改築懇談会の中に入りながら、いろいろな検討をしてA-2案になったというような経過がございます。当然、近隣への配慮として、外構の整備の中で、緑地帯を少し設けるなどして、埃、砂塵の防止ですとか、子どもたちが校庭で運動するときに声がある程度通ってしまうということについては、今後配慮しながら改築を進めていきたいと考えているところでございます。

それから、2点目についてなのですが、本日も報告させていただいているのは、本当に基本構想と基本計画でございまして。ただ、方針として学校の省エネルギー化に配慮した施設を建てていくというような方針がございますので、それにのっとった形で、適切な設備の採用等々は今後検討して参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 中青戸小学校は、緊急事態というか、状況が変わって地中熱を使うことになったわけですが、そういうのではなくて、きちっと冷房の仕方も含めて対応するという考え方で、省エネにするにしても、地中熱を使うとかいうことではないということなのですかね。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 地中熱を使うことはないというようなことも含めて、今後、しっかりと省エネの実態に配慮しながら、効率的な施設整備を行っていきたいと考えているところでございます。

○齋藤委員 わかりました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 私も一番気になりますのは、齋藤委員がくしくもおっしゃった熱源の問題が気になりますし、特に直近では九州での水害。そうしますと、先ほどの地域の避難所の機能、2階に上げていただいたのは非常にいいと思います。それに付随して、地域住民の方がどの程度、こういった動線で、避難所機能があるかわかりませんが、仮設のトイレってございますね、それも視野に入っているかどうか。既存のトイレ数では足りなくなってしまうのが一つと、心配ないと思うのですが、トイレの中での仕様が、多分洋式のものに変わっていると思うのです。今の時代、和式は高齢者がいらしたとしても、特に災害ですとか、そういったまるきり通常とは違う機能も視野に入れて整備をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。お答えは大丈夫です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

特にないようですので、報告事項3については終わります。

引き続きまして、報告事項4「葛飾区立水元小学校改築基本構想・基本計画（案）について」お願ひします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは、続きまして、「葛飾区立水元小学校改築基本構想・基本計画（案）」のご報告をいたします。

資料をごらんください。水元小学校につきましても、今年度より改築に向けた検討を進めてございまして、このたび、基本構想・基本計画（案）を取りまとめたことからご報告するものでございます。

1の葛飾区立水元小学校改築基本構想・基本計画（案）は別添資料により説明いたしますので、別添「葛飾区立水元小学校改築基本構想・基本計画（案）」をごらんください。1枚おめくりいただきますと、目次がございまして、水元小学校の基本構想・基本計画（案）も道上小学校と同様に、五つの項目で構成しており、一つ目の敷地条件につきましても、1ページから13ページにかけて、敷地概要や法的条件、周辺環境など水元小学校の現況を記載してございます。

ページをおめくりいただき、14ページからは改築の基本構想を記載しております。恐れ入りますが、15ページをごらんください。施設整備の基本方針として三つの方針を定めております。

一つ目は「歴史・伝統を継承し、地域のシンボルとして豊かな自然環境や風景との調和がとれた学校づくりを進めます」といたしまして、②にあります外構に可能な限り緑地帯を設けることや、③の木質化などの整備を挙げています。

二つ目は「子どもたちが自然・地域の中で、のびのびと遊び、学ぶことができる学校づくり

を進めます」といたしまして、①の日当たりの良い南側の校庭配置や、②の屋内運動場と校庭の拡大などを挙げています。

三つ目は「学校・地域が一体で、子どもたちを、まちを育むことができる学校づくりを進めます」といたしまして、①にあります全世代が使いやすい施設とするためのユニバーサルデザインの導入を挙げています。

16 ページをごらんください。「施設の機能向上に向けた取組」を挙げておりまして、先ほどご説明させていただきました道上小学校と同様の諸室機能の考え方、「快適で居心地の良い学校づくりの考え方」「安全・安心な学校づくりの考え方」、そして、次のページの「維持管理に配慮した簡素で効率的な学校づくりの考え方」を挙げております。

ページをおめくりいただき、18 ページをごらんください。水元小学校改築の基本計画です。改築の概要ですが、普通教室 18 室のほか、少人数教室 3 室、特別支援学級 4 室などを予定しており、(2)の併設施設は、わくわくチャレンジ広場室や学童保育クラブなどの整備を予定しています。

ページをおめくりいただき、19 ページをごらんください。校舎の配置比較表で、四つの案を検討しました。A案は、普通教室を全て日当たりの良い南側に配置するもの。B案は、東側近隣への影響を考慮しまして、一部の教室を東側校舎に配置するもの。C案は、仮設校舎を設けず、敷地南側に校舎を計画することで、北側に広く整形な校庭を確保するもの。D案は、同じく仮設校舎を設けず、敷地東側に校舎を計画し、通学区域が広がる西側に比較的整形な校庭を確保するものです。この四つの案の中から、改築後の校舎及び校庭への日当たりが良いこと、校庭の形状が良く、工事期間が最も短いことなどから、改築後の配置案はA案を採用することとしました。

次の 21 ページからは、諸室の大まかな配置案を示しています。1 階には、職員室や校長室などの管理諸室、そして給食調理室や学童保育クラブなどを計画しています。次の 22 ページには、2 階以上を示しており、普通教室は南向きで配置を計画しており、2 階は体育館、4 階にはプールなどを配置する計画としております。

ページをおめくりいただき、23 ページをごらんください。先ほどのAの配置案をもとに、現時点で想定しているスケジュールを参考として記載しているものです。現時点でのスケジュールでは、令和 2 年度から 3 年度にかけて設計業務を行い、3 年度から 4 年度にかけて、仮設校舎を建設。その後、既存校舎の解体工事に着手し、5 年度から 6 年度にかけて新校舎の建設工事を実施します。そして、新校舎での学校運営は令和 7 年度から開始をする想定としてございます。

ページをおめくりいただき、24 ページをごらんください。この基本構想・基本計画(案)をまとめるための改築懇談会の運営要綱。ページをおめくりいただき、26 ページには、懇談会の

開催日や各回の検討内容を記載してございます。

1枚目の資料にお戻りください。2の改築懇談会における検討経過でございます。令和元年5月15日に第1回の改築懇談会を開催し、8月22日まで、記載のワークショップテーマで4回の改築懇談会を開催いたしました。今後、近隣の住民の方々及び保護者等についても、丁寧な情報提供を行って参りたいと考えてございます。

ご報告は以上です。よろしくお願いたします。

**○教育長** ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。

齋藤委員。

**○齋藤委員** 水元小学校なのですけれども、この新築校舎のゾーニング案の中、見渡したのと、先ほどの道上小学校のゾーニング案で、こちらのほうに入ってないのがあるのですね。ここには学習センター（学校図書館）が見えないのですけれども。道上小学校には学習センター（学校図書館）がしっかり入ってて、ここには入ってないのですよ。学習センター（学校図書館）については、今回、校長先生たちと話をしたときに、図書室の機能として静かに勉強するエリアと、自学自習をしたり、友だちと勉強するときに話し合いながらやるスペースができるといいのだけれどもと言ったら、校長先生は、静かに本を読みたい人と、しゃべる人がごっちゃになると、一定の広さがないとそれは無理ですというお話をいただいたのです。確かに、現在の校舎では、なかなかそれは無理なのですけれども、せつかく放課後に勉強しようとか、とにかく学力を上げるために取り組もうとしている学習センター（学校図書館）なのですけれども、従来の図書館としての機能が欲しい人と、勉強していこうという人が、両方の人の要望を組み込んだ学習センター（学校図書館）とするためには、今の広さじゃ無理だというお話がありますので、改築のときにそれをどうするかという検討をするということがあっていいのかなと思うのです。これからのことですから。そう思って、先ほど道上小学校のときには結構広いかなと思っていて、もしかしたらそれが可能かなと思っていたので、そういうことも考えていただいているのかなと思ったのですが、水元小学校のところには学習センター（学校図書館）自体が入っていないくて、図書室も入っていないので、これはどのように考えられているのかと思って、質問させていただきました。

**○教育長** 学校施設整備担当課長。

**○学校施設整備担当課長** 今ご質問の学習センター（学校図書館）の配置なのですが、基本は子どもたちが学校の中で一番行きやすい場所に学習センター（学校図書館）を配置する計画でございまして、2階または3階の北側の特別教室、このいずれかに配置をしていくということで想定をしているところでございます。また、機能や諸室面積については、先ほどご説明にもありました、26年7月に策定いたしました葛飾区立学校の標準的な施設規模に沿った形で、来年度以降、設計を行います。そのときに、今、委員のお話があったような機能についてはしっ



かりと確保しながら、今後改築を進めて参りたいと存じます。

以上です。

**○齋藤委員** 学校施設規模の問題が、標準のものがあるということなので、それが本当に二つの要望を満たすような標準になっているのかどうか。一般的な標準規模だとすると、もしかしたらそういうスペースはとれないのじゃないかという危惧もするのですが、それについては、標準の施設規模で行くのだということに確定させないで、ぜひ検討の中で工夫をして、いけるのかいけないのかを含めて、頑張ってお考えいただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。要望です。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

塚本委員。

**○塚本委員** 前回もこの類の話の中で、私見なのですが、それぞれ2校の工程表がございますね。民間レベルで言ったら、とても考えられない。例えば、さっきのスケジュールで令和2年、3年にかけて基本設計に入ってきて、着手して引き渡し云々があって、令和7年、8年に完成ですか。各現場でお預かりになっている課長も、またその状況の中で、議会に、関係機関で成案になって許可になりますけれども、今、東京都で、机上で考えていますけれども、令和7年という、ことし生まれる子どもさんたちも小学校なのですね。そういった発想でいくと、就学する子ども、その辺の、今齋藤委員がくしくもおっしゃったいろいろな社会的情勢も多分変わってこようと思うのですが、その辺を十分、最終的な成案にさせていただきたいと要望します。

短期にしてくださいとは間違っても言いませんけれども、常識的には、本音では言いたいのですが。本当に何か先に延びるような話で、これだけは素直な疑問でいつもそう思っています。私見です。お答えはいただかなくてもよろしいと思います。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。

それでは、報告事項4について終わります。

続きまして、報告事項5「専決処分（和解）の報告について」をお願いします。

学務課長。

**○学務課長** それでは「専決処分（和解）の報告について」ご報告いたします。

まず、1、先決処分事項は和解でございます。次に2、事案の概要でございます。（1）平成29年4月ごろから平成30年10月ごろまでにかけて、区立学校に勤務する都費事務職員（以下、「都費職員」といいます）が、複数回にわたり事業者に対して、学校の発注だと偽り、事業者へデジタルカメラ等を納品させ、詐取いたしました。

また、適正な契約事務に係る手続をしないまま、学校で使用する消耗品等を事業者へ発注しまして、学校へ納品させました。

これらの不適切な物品発注につきましては、いずれにつきましても事業者を支払う代金が未払の状態にありました。

(2) 葛飾区(以下「区」といいます)は、これらの代金の支払がなされていない物品につきましては、都費職員が区の管理及び監督下にある勤務時間内に発注したものでありまして、区が都費職員の監督責任を負う立場にあるため、被害を受けた事業者の損害を区の賠償額と認め、令和元年8月5日に和解契約(以下、「本件和解契約」といいます)を締結しました。

次に3、和解の相手方、対象物品及び金額でございますが、おめくりいただきまして、別表をごらんください。別表に記載しました項目点数が11件、総額151万8,222円のとおりでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、次に4、和解の概要でございます。(1)区は、別表の相手方に対しまして、上記の事案による損害賠償債務として、別表の金額の支払義務があることを認めるものでございます。

(2)区は、本件和解契約締結後、前号の金額を速やかに相手方指定の相手方名義の口座に振り込んで支払うものでございます。

(3)区及び相手方は、上記の事案及び平成31年3月31日までに、区立学校に納品された物品に関し、前2号に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認するものでございます。

次に、5、先決処分年月日でございますが、令和元年8月5日でございます。

報告は、以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項5については終わります。

続きまして、報告事項6「就学援助の認定状況について」お願いします。

学務課長。

**○学務課長** それでは、「就学援助の認定状況」につきましてご報告いたします。

例年、この時期にご報告させていただいているものでございますが、資料右上の(注)に記載のとおり、数字につきましては、平成27年度から30年度までは当該年度末の確定数、令和元年度につきましては、8月13日現在の数でございます。なお、表中の申請率は申請者数を、認定率は認定者数の合計人数を、それぞれ5月1日現在の児童・生徒で割ったものを%で表したものでございます。

それではまず、小学校でございます。令和元年度の5月1日現在の児童数2万617人。申請者数は4,526人、申請率は22.0%でございます。要保護認定が356人、準要保護認定が3,364人、費目認定が183人、合計3,903人、認定率は18.9%となっております。前年同時期との比較では、認定者数合計で155人の減、認定率0.9%の減となっております。

次に中学校でございます。令和元年度の5月1日現在の生徒数は8,463人、申請者数は2,592人、申請率は30.6%でございます。要保護認定が203人、準要保護認定が1,970人、費目認定が87人、合計2,260人、認定率は26.7%となっております。前年同時期との比較では、認定者数合計で96人の減、認定率0.9%の減となっております。

次に、小・中学校の合計でございます。児童・生徒数は2万9,080人、申請者数は7,118人、申請率は24.5%でございます。要保護認定559人、準要保護認定が5,334人、費目認定が270人、合計が6,163人、認定率は21.2%となっております。前年同時期との比較では、認定者数合計で251人の減、認定率0.9%の減となっております。

過去の認定状況を見ますと、平成30年度小中合計の認定率が22.9%で、平成29年度と比較して、0.7%の減となっております。令和元年度につきましても、公告の時期からこれからの追加申請によりまして、年度末までには認定率が1%ほど上昇する見込みとなりますので、最終認定率は全体で22%になることが見込まれます。いずれにしても、最終的には前年度の数字を下回ることが見込まれるというところでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項6について終わります。

続きまして、報告事項7「平成31年度全国学力・学習状況調査の実施結果について」お願いします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、「平成31年度全国学力・学習状況調査の実施結果について」ご報告をさせていただきます。

まず1の調査の概要でございます。(1)に調査の目的を記させていただきました。これにつきましては、国の文言をそのまま掲載させていただいているものでございます。(2)、調査の対象でございます。国・公・私立学校の小学校第6学年、中学校第3学年の全児童・生徒となっておりますが、今回でございますが、全国の公立、東京都の公立、葛飾区の公立ということで、参考に調査の対象のそれぞれの人数を掲載させていただきました。なお、その後の調査の結果につきましても、公立という形で調査の結果を掲載させていただいております。

(3)調査の内容でございます。ア、教科に関する調査でございますが、国語、算数・数学、英語とあります。特に中学校の英語につきましては、今年度、初めての調査となります。そして、出題範囲でございますけれども、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則としており、出題内容につきましては、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとするということで、(ア)身に付けておかなければ、後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり、常に活用できるようになっていることが望ましい知識、技能等。

(イ)として、知識・技能等を実生活のさまざまな場面に活用する力やさまざまな課題解決のための構想を立てて、実践し評価・改善する力等に関わる内容。昨年度までは、この(ア)(イ)が調査A、Bという形で分かれた問題になっていたのですけれども、今年度より(ア)と(イ)を一体的に問うこととするということで、A、Bという分けがなくなり、一体化したような問題になっておりました。そして、イでございます。生活習慣や学校環境等に関する質問紙調査も同時に行われております。

(4)でございます。調査の実施日ですが、平成31年4月18日(木)に実施をされました。

1枚おめくりください。2、教科に関する調査。国語、算数・数学、英語についての調査の結果でございます。(1)小学校でございます。国語でございますけれども、こちらには平均正答率を掲載しております。葛飾区については64.0%、全国につきましては、平均正答率が63.8%、東京都が65.0%ということで、全国との差が0.2ポイント上回っているという状況でございます。

算数につきましては、平均正答率68.0%、全国が66.6%、東京都の平均が70.0%ということで、全国と葛飾区を比べたときには、1.4ポイント上回っている状況でございます。その下に葛飾区と全国との平均正答率の過去3年間のその差の推移について、掲載をさせていただいております。

(2)、中学校でございます。国語につきましては、葛飾区71.0%、全国72.8%、東京都74%。全国との平均正答率の差は1.8ポイント下回っている状況でございます。数学についてでございます。葛飾区57.0%、全国59.8%、東京都62.0%。全国との平均正答率の差につきましては2.8ポイント下回っている状況。今年度から、初めて実施されました英語でございますが、葛飾区55.0%、全国56.0%、東京都59.0%ということで、全国との平均正答率の差は1ポイント下回っている状況でございます。小学校と同じく、過去3年間の平均正答率の差の推移について、表にまとめさせていただいております。

3ページでございます。3、生活習慣や学校環境等に関する質問紙調査が同時に行われております。これにつきましては、今後、これからの教育に必要であるという関連するような調査項目を抜粋させていただいたものをご報告させていただきます。まず、(1)「家で自分で計画を立てて勉強していますか」、いわゆる家庭学習に関わる項目でございます。これにつきましては、肯定的な回答をした児童・生徒の割合について示しております。葛飾区においては、小学校69.9%、そして全国が71.5%ということで、全国の平均よりも1.6%下回っている状況でございます。中学校につきましてはですけども、葛飾区が53.2%、全国につきましては50.4%ということで、葛飾区が全国の肯定的な回答をした生徒の割合よりも2.8ポイント上回っている状況でございます。

(2)の「授業でもっとコンピュータなどのICTを活用したいと思いませんか」という問い

に対して、葛飾区は肯定的な回答をした小学校の児童については、84.9%。全国は86.5%ということで、1.6ポイント下回っている状況でございます。中学校につきましては、葛飾区76.6%、全国は78.3%と1.7ポイント下回っている状況でございます。

(3)、「授業で学んだことを、ほかの学習に生かしていますか」という項目でございますが、葛飾区82.9%。全国82.8%ということで、小学校の肯定的な回答をした児童の割合については、0.1ポイント上回っている状況でございます。中学校でございますが、葛飾区74.0%、全国につきましては74.9%ということで、0.9ポイント下回っている状況でございます。

そして、(4)ですけれども、いわゆる新学習指導要領で求められているような自分で考えて課題解決に取り組んだり、自分の考えを発表するとか、そういったところに関連する項目でございますが、小学校の葛飾区の肯定的な回答した児童の割合は、76.9%。全国が77.7%で、0.8ポイント下回っている状況でございます。中学校におきましては、葛飾区71.5%、全国が74.8%と3.3ポイント下回っている状況でございます。これについては、(4)の課題解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますかという設問でございます。

(5)「5年生までに受けた授業で自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう資料や文書、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」という点については、肯定的な回答をした児童の割合として、葛飾区は62.8%。全国が62.5%で、0.3ポイント上回っている状況でございます。中学校につきましては、葛飾区56.4%、全国が55.8%と0.6ポイント上回っている状況でございます。

そして4、調査の結果の分析でございます。主なところを取り出してご説明をさせていただきます。(1)小学校、ア 国語(教科に関する調査)でございますが、図表やグラフなどを用いた目的を捉える問題では、高い正答率でございました。ただ、漢字を書く問題。この中で特に正答率が低かったのが、「調査のたいしょう」。この「対象」という漢字を書く正答率が非常に低い状況でございました。

次に算数でございます。台形について理解しているかどうかを見る問題では、高い正答率でございました。ただ、面積の求め方の説明を言葉や数を用いて記述する問題では、低い正答率でした。

次に中学校です。国語。書いた文書を読み返し、論の展開にふさわしい語句や文の使い方を検討する問題では、高い正答率でございました。4ページになります。文章の構成や展開、表現の仕方について、根拠を明確にして、自分の考えを持つ問題では、低い正答率でございました。

次に数学です。図形の移動の特徴を捉える問題では、高い正答率でありましたが、事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明する問題では、低い正答率でございました。

そして英語です。ある状況を描写する英語を聞いて、その内容を最も適切に表している絵を

選択する問題では、高い正答率でしたが、まとまりのある文章を読んで、話のあらすじや大切な部分を理解する問題では、低い正答率でした。

5として、今後の取組みでございます。「葛飾スタンダード」や東京ベーシック・ドリルの取組みなど一定の成果が見られるものの、新学習指導要領で求められる論理的に考え、説明する力や漢字を文の中で正しく使うことなどに課題が見られました。今後、課題の改善を図るために、「チャレンジ検定」や東京ベーシック・ドリルに引き続き取り組むとともに、各校が調査結果の分析・検証をもとに、児童・生徒が自主的、自発的な学習を行うことができるよう「授業改善推進プラン」を改善、充実し、授業改善を図れるよう指導・助言を行って参ります。

また、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的な知識及び技能を活用した課題解決的な学習を充実させるために、「葛飾教師の授業スタンダード」の徹底を図ること、教育研究指定校の取組みを区内に広めたりするなど、より充実した教育活動ができるよう指導・助言を行って参ります。

さらにこの夏に小学校にも入りました65型の電子黒板や児童・生徒用のタブレット端末などのICT機器をより一層活用することで、児童・生徒にとってわかりやすい授業を進めるよう指導・助言を行って参りたいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

塚本委員。

○**塚本委員** 感想だけです。数字は明らかになってくるのですが、これをもとにした指標が、特にお答えいただいた今後の取組みの中では、ICTの充実という部分と連動して拡充していくことによって、とにかく教師力をアップしていただいて、教師が教師力をアップすることによって、子どもたちの目が輝き、それが自己肯定感につながって、体力とともに学力も上がっていくのだという、基本的なコンセプトは、当教育委員会が一にした考えでございますので、数字は非常に厳しい部分があるかと思うのですが、そういうことではなしに、全てが一つの目標であって、それを乗り越えた後の指標としていただきたく思います。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。お願ひでございます。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項7について終わります。

報告事項8「令和元年度『葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状』被贈呈者の決定について」お願ひします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは、「令和元年度『葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状』被贈呈者の決定」につきまして、お手元の資料に基づき、ご説明を申し上げます。

本事業は平成 26 年度より要綱に基づきまして実施しているものでございまして、本年度で 6 回目の感謝状の贈呈となります。今年度につきましては、22 の団体・個人を被贈呈者と決定したところでございます。支援活動別、団体・個人別の数につきましては、1 の支援活動内訳に記載のとおりでございます。

なお、贈呈の対象となる団体等の要件でございますけれども、これら三つの活動のいずれかを無償で実施していること。活動期間については、3 年間以上。そして、活動の頻度につきましては、週 1 回、又は年 40 回以上であるとの全ての要件を満たしていることとしてございます。2 の被贈呈者でございます。裏面に団体名・個人名等の詳細をまとめてございます。

3 の贈呈式でございます。来る 12 月 19 日、ウィメンズパルにおいて開催する予定としてございます。

ご説明は以上です。

**○教育長** ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。では、よろしくをお願いします。

続きまして、報告事項 9 「学校施設を活用した放課後子ども支援事業の新たな取組みについて」をお願いします。

放課後支援課長。

**○放課後支援課長** それでは私から、「学校施設を活用した放課後子ども支援事業の新たな取組みについて」ご説明をさせていただきます。

資料をごらんいただければと思います。初めに、1、目的でございます。夏休みに体育館、校庭や図書室などを活用いたしまして、子どもたちが安全・安心に過ごせる場所を提供するというものでございます。2 の日時でございますけれども、夏休みの期間で土日・祝日を除きまして、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、出入りは自由に行えるようにしたところでございます。

3 の実施校でございますけれども、記載の 3 校で実施をさせていただきました。4 の実施体制でございますけれども、派遣職員及び臨時職員を 1 カ所。例えば体育館であれば、1 カ所につき 2 名程度配置いたしまして、子どもたちの見守りを行ったところでございます。大体、1 校につきまして 10 名程度で実施したというところでございます。

5 の参加児童につきましては、記載の表のとおりでございます。概ね 1 日平均で 58 人、約 60 人ぐらいの参加があったというところでございます。また 1 日の参加で 3 校ともに 120 人を超えるという日があったというところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○教育長** ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。

大里委員。

**○大里委員** 参加児童の数は延べということになるのでしょうか。例えば、お昼に一度帰って、

また来た場合とか。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 今、委員からご質問のありました、一旦来て、また帰って、また来た、いわゆるダブルカウントは、これはしてございません。ですので、延べ人数は延べ人数でございますけれども、そういった児童もいらっしゃったことは確かでございますが、それを2件にするということではなく、その児童1人という形でカウントしてございます。

○大里委員 わかりました。

○教育長 大里委員。

○大里委員 大変多くの参加児童があったと思います。最も多い日では120人以上ということですので、見守り体制が少し心配になりました。多い日と少ない日との差があるのですけれども、今後この多い日の見守り体制、どのようにしていくかというところが課題かなと思いました。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 今、委員からご指摘がありましたとおり、多いときと少ないときの差が非常に激しいというところは記載のとおりでございます。大体、多いという形で120人と申し上げました。1カ所で120人となりますと確かに多くなってしまいますけれども、体育館であるとか図書室、また、わくわくチャレンジ広場のメインルームを活用させていただきながら、いろいろな部屋を活用いたしました。1カ所2名程度ということで、先ほど申しましたとおり、3カ所、4カ所という形で部屋を分散させながら、子どもたちの見守りができたのかなと思っております。

これから、そういった形で、もっともし増えてきた場合どうするのかということも一つの課題になってこようかと思しますので、そういったことも含めて検討していきたいと考えているところでございます。

○大里委員 わかりました。お願いします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

報告事項9について終わります。

報告事項10「お花茶屋図書館及び西水元地区図書館の改修工事について」をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 それでは、「お花茶屋図書館及び西水元地区図書館の改修工事について」ご報告いたします。

改修工事内容につきましては、お花茶屋図書館が空調及び屋上防水でございます。西水元地区図書館につきましては、空調設備の経年劣化による入替工事でございます。期間につきましては、2に記載いたしました、お花茶屋図書館が11月11日から12月28日。休館時、お花茶



屋におきましては、ブックポストにおきまして本の返却の対応をしたいと考えております。また防水工事につきましては、開館をしながら令和2年2月28日まで行って参ります。

西水元地区図書館につきましては、11月1日から11月30日までを期間としてございます。この間、近隣の図書館をご利用いただきますので、3に記載のとおり広報かつしか、ホームページ、ツイッター、また各図書館に周知をする館内掲示をいたしまして、円滑に行って参りたいと思います。

報告は以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項10について終わります。

ここで、各委員から何か、そのほかでご意見ございますか。よろしいですか。そのほかもございませんか。

それでは、これをもちまして令和元年第9回定例会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 12時02分